

◆刈谷税務署
確定申告会場のご案内

とき 2月18日(月)～3月15日(金)
(土・日曜日を除く。2月24日(日)

午前9時～午後5時
(3月3日(日)は開設)

相談受付終了時刻…午後4時
※会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。

ところ 刈谷税務署
(刈谷市若松町1丁目46-1
刈谷合同庁舎内)

申告会場では、パソコンを利用して申告書の作成指導などを行っています。
「確定申告のお知らせ」はがき(または封書)および昨年の申告の控えもかならず持参してください。

◆次の方は刈谷税務署で申告してください

- ①営業等・農業・不動産・譲渡所得(土地、建物および株式などを売却された方)などの確定申告書B様式の方
- ②仮想通貨の売却・使用による所得のある方
- ③過年度分申告のある方
- ④住宅借入金等特別控除を受けられる方(平成30年中に入居し今回初めて)

◆税務署に行かなくても
確定申告ができます

<臨時駐車場>

・刈谷市総合文化センター 立体駐車場屋上部分

※駐車券を確定申告会場へ持参してください。

※刈谷市総合文化センターの催事などにより利用できない場合があります。



できます。詳しくは、e-Taxホームページを確認してください。

◆マイナンバーについて

確定申告書の提出の都度、「マイナンバー（12桁）の記載と「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

【本人確認書類の例】

例1 マイナンバーカード
例2 通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

※平成30年1月以降、一部の手続で番号確認書類の提示または写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページを確認してください。

◆平成31年1月から
e-Taxの利用手続が
より便利になります

STEP1

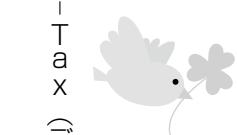
国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」で申告書を作成することができます。所得税の確定申告作成コーナーに、給与所得者または公的年金所得者の方向け申告書作成画面があります。作成した申告書は、印刷して郵送などにより提出できます。また、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出することも

STEP2

申告書を作成

STEP3

申告書を提出



※申告書の提出はe-Tax（データ送信）で！